

前回の協議会でいただきました意見を基に評価項目を2点追加いたしました。

| 基本目標 | 目標 | 主な施策 | 担当課 | 事務事業名 | 事業概要 | R5年度の取組 | 課題及び今後の方向性 | 目標(数値) | 直近の実績(数値) | 備考 |
|-------|------------------------------|--|----------|-----------------|---------------------------------|--|--|--|--------------|----|
| 基本目標1 | 1 ジェンダー平等、男女共同参画についての理解を促進する | 1 ジェンダー平等意識の形成のための講演会や講座、教室の開催などの啓発事業を行います。 | 多様性社会推進課 | ジェンダー平等に関する啓発事業 | 講座「無意識の思い込み アンコンシャスバイアスって何？」の開催 | (記載例) 講座に参加した市民の方の理解度や満足度が高く、職場や家庭、地域社会における社会通念、慣習に密接に関係しているアンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)について学びを深めることが、ジェンダー平等、男女共同参画についての理解を促進することにつながりました。 | 受講後アンケートの結果より、理解度や満足度の高い講座ではありましたが、参加者数は多くなかったため、講座参加者の増加を目指し、開催日や周知方法について検討します。 | - | - | |
| 基本目標3 | 07 暴力に関する相談がしやすい体制をつくる | 1 暴力の被害者が相談することのできる窓口の周知とともに、相談を担当する各部署で、DVに関する内容があった場合には、連携した対応を行います。 | 多様性社会推進課 | 女性相談事業 | 女性のための相談室 | (記載例) 女性のための相談室の周知啓発のため、市役所1階のデジタルサイネージにおいてお知らせを実施しました。また、女性向け講座の実施時に女性のための相談室について紹介を行いました。 | 夫婦関係やDV、人間関係、生活困窮等様々な悩みや困難を抱えた女性が相談できる窓口の認知度を上げ、相談者にとって必要な行政サービス等に繋ぐことができるように努めます。 | 暴力を受けたときに相談できる窓口(女性のための相談室)の認知度40%(～令和12年度)【茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画】 | 22.5%(令和3年度) | |

記載している内容は記載例となりますので、令和6年度の協議会の際に改めてお示しさせていただきます。